

公共工事の平準化に向けた支援措置について

四 国 部 会 提 出

(理 由)

近年、建設業における現場の技能労働者の高齢化や若年従事者の減少が顕著であり、将来における公共工事の担い手が不足することが懸念されている。

そのため、地域の社会資本整備、維持管理や災害対応を担う建設事業者の担い手の育成、及びその確保が急務となっている。

このような状況を踏まえ、国においては、令和元年6月に、新・担い手3法の改正を行い、地方公共団体に対して、公共工事の平準化を図るために所要の措置を講ずることを努力義務として位置づけ、取組の推進について要請をしているところである。

また、四国地方公共工事情質確保協議会は、公共工事において、令和6年度までに工事平準化率0.9以上を目標に掲げており、各自治体においては、その実現に向けた取組について、模索しているところである。

しかしながら、平準化に向けた取組を実施する上で、財政部局との調整や、国及び県の交付金の決定時期、また、河川工事など地域特有の事情により、施工時期が制限される工事などにより平準化が進んでいないのが現状である。

特に、国及び県費補助対象事業の工期が1年未満の公共工事等への対応が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、平準化を促進するためにも補助対象事業において、債務負担行為の活用や繰越明許が円滑に行えるよう特段の支援措置を講じるとともに、地方公共団体に対して統一的な情報提供などを積極的に取り組むよう強く要望する。